関 係 各 位

長崎県土木部

工事提出書類の簡素化実施方針について

標記について、提出書類に関する省力化を図るため、下記のとおり定めましたので、お知らせします。

また、提出書類一覧表のエクセル版を、土木部ホームページに掲載していますので、提出書類の確認にご利用下さい。

なお、この実施方針に基づく「共通仕様書の改訂」, 「工事打合せ簿の取扱 要領」, 「段階確認の実施要領」等については、別途お知らせします。

記

- 1. 実施方針 別添のとおり
- 2. 適用年月日

この実施方針に関連する各通知の適用年月日による。 (原則、平成21年4月1日以降に入札手続を開始する工事とする。)

工事提出書類の簡素化実施方針

〔長崎県建設工事共通仕様書対象工事〕

平成21年3月

長崎県 土木部

工事提出書類の簡素化実施方針 「長崎県建設工事共通仕様書対象工事」

1. 目 的

工事請負契約書や長崎県建設工事共通仕様書(以下「仕様書等」という。)において多くの 提出すべき書類を規定しているが、これらの提出書類の中には、内容の類似するものや、口頭 報告で足りるようなものも多く存在する。また、仕様書等で提出を求めていない書類であるに もかかわらず、発注者や請負者の認識不足により、提出を求めたり、あるいは自ら提出すると いった書類も多く存在する。

これらの提出書類の作成や処理、ならびにその保管には、少なからず労力や費用を要しており、現場の技術者(請負者)においては、実際に現場で管理する時間が短くなったり、長時間に及ぶ時間外労働を強いられているとともに、監督職員(発注者)においても、その処理のために現地で監督する時間を削らざるを得ない状態となっている。

このため、仕様書等で規定している提出書類やその運用等の見直しを行うとともに、必要な 書類を明確にして不要な書類を削除し、提出書類に関する省力化を図る。

2. 検討の実施

(1) 意見交換会(協議会)

工事提出書類の簡素化について、平成20年3月19日、建設業協会(請負者側)と長崎県土木部(発注者側)との間で意見交換を行い、双方の省力化や現場技術者の労働条件改善のために簡素化は必要であるとの共通認識のもと、業界と発注者の実務者による作業部会を設け、平成21年4月の仕様書等の改訂に向けた協議を行っていく事を決定した。

(2)作業部会

協議会での決定を受け、以下の日程で作業部会を開催し、請負者側からの要望や書類の必要性等について検討を行うとともに、検討結果を反映させた提出書類一覧表の作成を行った。

- ○第1回作業部会(平成20年 5月16日)・・・業界側からの要望
- 〇第2回作業部会(平成20年 9月24日)・・・要望に対する検討
- 〇第3回作業部会(平成20年11月19日)・・・要望に対する検討
- ○第4回作業部会(平成21年 1月21日)・・・提出書類一覧表及び各運用に対する検討

3. 簡素化の内容

(1) 仕様書等の改訂

内容が類似する提出書類や必要性等の精査を行い、仕様書等について以下の改定を行う。

- ①用語の定義において「協議」は書面と規定していたが、書面として残すべき書類は、発注者が「指示」した内容や、発注者や受注者が「承諾」した内容など、最終的な記録であり、その判断に至るための「協議」については、書面で取り交わす事を規定しない事とする。
- ②用語の定義において「通知(報告を含む)」は書面と規定していたが、書面をもって知らせる 必要がある事項のみを「通知」とし、書面とは規定しない「報告」を新たに規定する。

【報告とした事項〔一例〕】

- ·契約内容が諸法例と矛盾している旨の報告(共通仕様書[1]1-1-39-3)
- ・設計書の不備や現場との不一致が確認された旨の報告(契約書第18条第1項)
- ・他官公庁の許可条件が設計図書に合致しない旨の報告(共通仕様書[1]1-1-40-4)
- ・近隣住民等との協議(交渉)内容及び協議(交渉)結果(共通仕様書[1]1-1-40-7.8)
- ・休日夜間作業の報告(共通仕様書[1]1-1-41-2)
- ・文化財発見の報告(共通仕様書[1]1-1-37-1)

③書面での「提出」を規定していた事項のうち、書類等を確認するだけで目的を達する書類については「提示」とするとともに、内容が重複したり必要性が高くない書類については作成自体を規定しない事とする。

【提出を提示とした書類】

- ・工事カルテ受領書(共通仕様書[1]1-1-7)
- ・安全教育訓練の実施資料(共通仕様書[1]1-1-41-8)
- ・火薬取扱保安責任者の資料及び火薬類使用計画書(共通仕様書[1]1-1-33-1)
- 火気使用計画書(共通仕様書[1]1-1-33-2)
- ・産業廃棄物処理契約書及び同処理状況写真(共通仕様書[1]1-1-23-1)
- ·工程管理資料(工程管理基準)

【提出(作成)を不要とした書類〔一例〕】

- ・施工計画書を提出する場合の工程表(契約書第3条第1項)
- ・中間前金認定請求時以外の履行報告書(共通仕様書[1]1-1-30)
- ・施工体系図を提出する場合の下請負人報告書(契約書第7条)
- ・段階確認の状況写真(共通仕様書[1]1-1-22-15)
- ・排出ガス対策型建設機械の写真(共通仕様書[1]1-1-36-6)
- ・品質管理資料のうち工程能力図、ヒストグラム、X-Rs-rm管理図(品質管理基準)
- ・出来形管理資料のうち工程能力図(出来形管理基準)
- ・下請総額3000万円未満の土木工事の施工体制台帳(指導事項)
- ・建設業許可の無い業者の施工体制台帳及び再下請通知書(指導事項)
- ・再下請けをしない場合の再下請通知書(指導事項)

【500万円未満の工事では提出(作成)を不要とした書類】

- ·施工計画書(共通仕様書[1]1-1-6-1, 2, 3)
- 再生資源利用計画書・実施書(共通仕様書[1]1-1-21-4,5)
- 再生資源利用促進計画書・実施書(共通仕様書[1]1-1-21-4,5)
- ·施工体系図(共通仕様書[1]1-1-13-2)
- ④施工体系図について、類似する書類(下請負人報告書や下請総額3000万円未満の施工体制台帳)の削減を可能とするため、発注者提出用の様式に下記の項目を追加する事とする。
 - 〇各下請の会社の住所
 - 〇各下請の請負代金額 (ただし建設業のみ)
 - ○1次下請の請負代金額の合計(ただし建設業のみ)

(2) 提出書類一覧表の作成

提出書類の中には「過去に発注者から提出を求められた」「過去に請負者が提出した」「会社のISOで発注者に提出する事としている」といった理由で、仕様書等では提出を求めていない書類も多くあり、これも提出書類を増加させる大きな要因となっていた。

このため、仕様書等で提出を求めている書類の一覧表(**別添資料 1 参照**)を作成するとともに、提出書類に関する以下の原則を徹底させる事とした。

〇発注者は、仕様書等で提出を求めていない書類の提出を求めない。

○請負者は、仕様書等で提出を求められていない書類は提出しない。

〇発注者は、仕様書等で提出を求めていない書類は受理しない。

※ただし、特に必要であると認められる場合は、この限りではない。

(3) 工事打合せ簿

仕様書等の改訂で『協議』『報告』を書面とは規定しない事としたことに伴い、工事打合せ 簿の様式を変更したとともに、「結論を得るまでの協議は、現場(又は机上)で必要な資料を 基に面談(又は電話等)により行うものとし、合議し結論を得た結果を『工事打合せ簿』で処 理する。」とした『工事打合せ簿の取り交わし事例』も作成する。(**別途通知**)

(4)段階確認

平成19年4月に県独自の段階確認書の様式(一覧表形式)を定め運用してきたが、「追加で段階確認が生じた場合に対応しにくいため、毎確認毎に手書きしなければならない。」「各段階確認の資料に、連番のインデックスを付けなければならない。」などの不都合等が生じていた。

このため、段階確認の実施方法について見直しを行い、各段階確認毎に『段階確認書』を作成する旧来の方法に変更する。(**別途通知**)

なお、旧来の様式では「施工予定の報告表」「段階確認の実施通知書」も含まれており、発注者と請負者の間で何度もやりとりが生じていたが、予定の報告や実施の通知は電話等での連絡と規定し、今回の様式は段階確認時点でのやりとりですむようにしたとともに、発注者が確認している状況の写真撮影は不要とする。

4. 今後の取り組み

(1) 改訂内容等の周知及び検証

今回の取り組みにおいては、仕様書等における提出書類の見直しだけでなく、『工事打合せ 簿』や『段階確認書』の運用の見直しも行っている。

これらの運用は、工事監督において影響の大きい部分であり、その取扱いに齟齬が生じないよう、監督職員に対して十分な周知を行うとともに、その検証を行い、必要に応じて見直し等を行っていく。

(2) 更なる簡素化への取組み

今回の平成21年4月の仕様書等の改訂に向けた取り組みは一応完結したが、業務に関する 省力化に向けた見直しは徹底して行っていく必要があり、今後も、監督職員や請負者の意見を 伺いながら、必要に応じて仕様書等の改訂を行っていく。

また、施工体系図や実施工程表などの頻繁に改訂される資料の閲覧や、『工事打合せ簿』での処理をWeb上で行えるシステム(以下「情報共有化システム」という。)の整備についても、監督職員や請負者の意見を伺いながら進めていく。なお、情報共有化システムの利用料金は、設計書に計上することとする。

別添資料

提 出 書 類 一 覧 表

平成21年4月1日 2章) 華~第 無 1 編共通 账 工事共通仕様書 長崎県建設 覧表 工事提出書類一

請負者側からの提示書類及び報告等

請負者側からの提出書類

色凡例

発注者側の書類

契約担任者 〇受理 〇承諾 〇契約 〇契約 〇契約 〇受理 〇受理 〇母理 〇承諾 1 1 张... 提出等の実施者:--出先:〇, 提示報告: 斯 香 員 △確認 △確認 請負者 (会社) 受理〇 受理〇 契約〇 契約〇 受理〇 提出先: O, 現場 請負者 代理人 (会社 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 当初契約時 当初契約時 当初契約時 当初契約時 当初契約時 当初契約時 当初契約後 当初契約後 当初契約後 日以内 通知済 第 第 短脚 温 事計 事前 随時 事計 事前 福田等の 当初契約の締結後7日以内に現場代理人、主任技術者または監当理技術者、専門技術者を決定し通知する。 現場代理人、主任技術者を決定し通知する。 現場代理人、主任技術者または 監理技術者、専門技術者を変更 担人, 主任技術者または i者, 専門技術者を変更 s、事前に通知する。 速や それぞれの監督職員の有する権 限を通知する。 発注者が発注者の権限の一部を|監督職員に委任する権限を通知 監督職員に委任する工事 | する。 する場合、事前に通知する。 現場代理人に委任しない権限の 内容を通知する。 (当初契約後10日以内に登録) 受領書が届いたら写しを提示。 契約書の権利又は義務を第三者|あらかじめ発注者の承諾を得に譲渡又は継承させる必要があ|る。 る工事 したら通知す したら通知す 発注者から求められたら、 かに提出する。 10 ※請書とする事ができ 妣 請負者が請負代金の全部または 一部の受領について第三者を代 る。[設計図書(当監督職員を変更し 監督職員を決定 擓 速やかに登録 ※倫閣のず 250万円以下の工事 指名競争入札や随意契約による 請負者が現場代理人の権限の一部を現場代理人に委任しない工事 工事カルテの訂正が必要となっ た500万円以上の工事 指名競争入札や随意契約による 発注者が監督職員の権限を複数 の監督職員が分担する工事 指名競争入札や随意契約による 発注者が要求した工事 適用工事 00万円以下の工事 下の工事 500万円以上の工事 理人とする工事 田以 (長崎県財務規則第109条) (長崎県財務規則第110条) (財務規則の施行第7の8(5) 建設業法第19条の2第2項) (英設業法第19条の2第1項) (建設業法第19条第1項) (長崎県財務規則第109条) (共通仕様書[1]1-1-7) (契約書第10条第1項 契約書第10条第5項 根拠条項 ·契約書第3条第9項 契約書第9条第3項 共通仕様書[1]1-1 第三者による代理受領承諾願い 現場代理人の権限に関する通知 監督職員の権限に関する通知 (受注時) (訂正時) 現場代理人等決定通知書 現場代理人等変更通知書 権利譲渡の承諾願い 書類名 監督職員変更通知書 監督職員決定通知 工事カルテ受領書 工事カルテ受領書 請負代金内訳書 契約書 契約書 現場代理人 現場代理人 エ事カルテ エ事カルテ 現場代理人 皿 監督職員 区公 監督職員 監督職員 契約 契約 契約 契約 契約

平成21年4月1日 2章) 華~第 無 1 編共通 账 工事共通仕様書 県建設. 長崎 覧表 工事提出書類一

契約担任者 〇支出 提示報告先: 監督員 〇承點 〇承諾 〇承諾 △確認 〇受理 〇受理 〇受理 △指示 △指示 △指示 △協議 提出等の実施者 請負者 (会社) 提出先:〇, 現場 請負者 代理人 (会社 1 揭示 揭示 揭示 揭示 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 工事着手前 工事測量時 工事測量後 工事測量後 工事着手前 工事測量前 盐 欪 提出等 の時期 前払 請 救 時 着工前 着工前 着工前 工事測量 照查時 照查時 工事測量 照査時 事前 随時 随時 随時 随時 随時 一確認したら直ちに報告し、監督職員の確認を求める。一確確認したら速やかに提示して確認を受けるとともに、監督職員の求めに応じて提出する。 発注者が設置した測量標、請負者が設置した水準点や基準点、 用地幅杭に、変動や損傷を確認したら直ちに報告し復元する。 保証証 公衆の見やすい場所に、工事 名, 工期, 発注者名, 請負者名 を記載した看板を掲示する。 公衆の見やすい場所に掲示する 用地境界,中心線,縱断,横断 を確認して、差異を発見したら 速やかに報告し、協議する。 監督 現場の見やすい場所に掲示し労 働者に周知する。 工事測量に使用する基準点を選 定して承諾を受ける。 6 (工期始期日から30 存在しないことを確認したら、 速やかに報告し指示を仰ぐ。 日以内)に提出する。 <mark>現場の見やすい場所に掲示す</mark> |工事測量が完了したら提出する。 | 2。 事前に提出し承諾を得る。 る場合、 丰 前払金を請求する場行 書を添えて請求する。 に報り 妣 事前に承諾を得る。 戦員の確認を求め 発注者側の書類 したら直ち 擓 用地境界, 上記の工事測量結果確認資料を工 提出した工事のうち発注者が請 る 求した工事、及び、水準点や基 準点を追加又は移設した工事 請負者が建設業退職金共済制度 エ に該当する工事 請負者が建設業退職金共済制度 弱 に該当する工事 <mark>設計図書の不備や現場との不一数等が確認された工事</mark> 設計図書と現場の不一致等が確認された工事 測量標等に変動や損傷が生じた 工事 必要な用地幅杭が存在しなかっ た工事 工事測量結果と設計図書とに差 異があった工事 に係る保険関係が成立 契約内容が諸法例と矛盾してい るエ事 用地幅杭, 水準点, 基準点(仮 設測量標を除く)を移設する必 要がある工事 工事看板の設置が困難な工事 ₩ 適用工事 請負者側からの提示書類及び報告: しているエ 災保険| (労働保険徴収法施行規則第74条) 労働者災害補償保険法施行規則第49条) 1-1-32-16) (建設業法第40条) (建設業法施工規則第25条) (共通仕様書[1]1-1-32-16) 共通仕様書[1]1-1-42-1) (共通仕様書[1]1-1-46-6) (共通仕様書[1]1-1-42-3) (共通仕様書[1]1-1-42-2) (共通仕様書[1]1-1-39-3) [共通仕様書[1]1-1-42-1 (共通仕様書[1]1-1-42-3) (共通仕様書[1]1-1-42-1) -46-6(契約書第34条第1項) 、契約書第18条第1項) 根拠条項 請負者側からの提出書類 契約内容が諸法例と矛盾してい る旨の報告 工事測量基準点の選定承諾願い 工事看板の設置を省略する場合 必要な用地幅杭が存在しなかっ た旨の報告 設計図書の不備や現場との不一 致等が確認された旨の報告 設計図書の不備や現場との不一 致等を確認できる資料 建退共適用事業主工事現場標識 建退共掛金収納書 (発注者用) 測量標等の移設承諾願い 工事測量結果確認資料 書類名 測量標の損傷報告 労災保険成立標 工事測量成果簿 建設業許可証 前金払請求書 の承諾願い 工事看板 着色凡例 工事看板 工事看板 労災保険 工事測量 工事測量 工事測量 工事測量 工事看板 工事測量 工事測量 (掲示物) 区公 建退共 前払金 建退共 照查 照查 照查

平成21年4月1日 2章) 章~第 無 1 編共通 账 工事共通仕様書 長崎県建設 覧表

発注者側の書類 請負者側からの提示書類及び報告等 請負者側からの提出書類 工事提出書類一 色凡例

契約 担任者 ◁ 提示報告先 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 〇承諾 斯 雪 〇受理 〇受理 〇受理 〇承諾 提出等の実施者 請負者 (会社) 提出先:0, 現場代理人 揭示 揭示 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 工事着手前 随時 随時 工事着手前 随時 工事着手前 随時 工事着手前 提出等 の時期 随時 随時 随時 随時 短脚 通時 随時 丰 事前

 (県外下請を選定する場合、事前

 に提出し、理由について発注者

 の承諾を受ける。

 (管外下請を選定する場合、事前

 (に提出し、理由について発注者

 (の承諾を受ける。

 ※建設業許可の無い業者の再下 請通知書、及び、再下請をしな い場合の再下請通知書は不要。 ※注文請書と契約約款だけでよ 下請を決定する毎、契約内容を変更する毎に、速やかに提出する。 る。 ※建設業許可の無い業者の施工 ※注文請書と契約約款だけでよい。(注文書は不要。) ※監理技術者証の写しがある場 下請契約の総額が3000万円以上 再下請を決定する毎、契約内容の土木工事のうち下請負人が再 を変更する毎に、速やかに提出下請を行う工事 する。(施行体制台帳に添付)※建設業許可の無い業者の再下 +6 下請負人に通知するとともに、 現場の見やすい場所へ掲示す 直ち ※施工体系図を提出する場合 上の工事) 提 ú 合の健康保険証は不要 7 妣 を決定するご 体制台帳は不要 擓 下請を決定[.] 提出する。 離島の地方機関発注工事で管外 下請を使用する500万円以上の 下請契約の総額が3000万円以上 の土木工事 下請契約の総額が3000万円以上 で請契約の総額が3000万円以上 県外下請を使用する500万円以 上の工事 適用工事 下請を使用する工事 500万円以上の工事 の土木工事 の土木工事 (建設業法施行規則第14条の3 第1項) 殳業法施行規則第14条の 建設業法施行規則第14条の (共通仕様書[1]1-1-13-5) (建設業法第24条の7第4項) (共通仕様書[1]1-1-13-5) (建設業法第24条の7第4項) (共通仕様書[1]1-1-13-1) (共通仕様書[1]1-1-13-4) (建設業法第24条の7第2項) (共通仕様書[1]1-1-13-4) (建設業法第24条の7第1項 (適正化法第13条) (共通仕様書[1]1-1-54-3) 1-1-54 根拠条項 (契約書第7条) 元請・監理技術者の資格なら びに雇用を証明する資料 元請・専門技術者の資格なら びに雇用を証明する資料 第 契約書の写し(発注者→元請) 契約書の写し(元請→全下請) 契約書の写し(下請→下請) |県内下請企業を使用しない |理由書 (株式-4・県内企業活用用) 管内下請企業を使用しない 理由書(離島地方機関用) (株士・ 施工体制台帳作成通知 書類名 施工体系図[掲示用] (共通仕様書様式集) (共通仕様書様式集) (共通仕様書様式集) 施工体系図[提出用] 下請負人報告書 (様式第5号の2) 施工体制台帳 再下請通知書 施工体制 (掲示物) 施工体制(揭示物) 施工体制 施工体制 施工体制 施工体制 施工体制 施工体制 区公

2章)

発注者側の書類

平成21年4月1日 章~第 無 編共通 账 工事共通仕様書 県建設. 長崎 覧表 工事提出書類一

請負者側からの提示書類及び報告等

請負者側からの提出書類

色凡例

契約 担任者 提出等の実施者:→ 出先:〇, 提示報告先: 野楢 〇受理 〇承諾 〇受理 000000 〇受理 〇受理 〇受理 O O 密 強 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 OO 密海 請負者(会社) 提出先: O, 現場 請負者 代理人 (会社 **1** 1 \uparrow \uparrow \uparrow 1 1 **1** 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 工事着手前 提出等 の時期 事計 管理 工事着手前 (工期始期日から30 日以内) に提出する。 安全教育及び安全訓練等の具体 的計画を記載する。 工事用道路の維持管理補修及び 使用方法等の計画を記載する。 (工期始期日から30 仮設備計 場内維持 円以上の工事では施工 交通安全等必要な事項の計画? 記載する。 計画書の計画工程表で代用 潜水士の氏名や、指揮者, 者の配置状況を記載する。 日以内)に提出する。 主要機械, 主要船舶, 画等を含む 処理方法,排水計画, 等を記載する。 妣 事前に承諾を得る。 擓 ※500万 大型輸送機械で大量の土砂や資 材の運搬を行う200万円以上の 施工計画書の一部を省略する簡 易な工事 残土処分地を整備する500万円 以上の工事 エ事 工事用道路が指定された500万 円以上の工事 潜水作業を行う500万円以上の 工事 海上起重作業船団で作業を行 または発注者が指示した工事 適用工事 500万円以上の工事 500万円以上の工事 500万円以上の工事 500万円以上の工事 1-1-32-18) 1-1-32-28) (共通仕様書[1]1-1-32-4) (共通仕様書[1]1-1-21-9) (共通仕様書[1]1-1-6-1) (共迪伍体青[1]1-1-(契約書第3条第1項) 根拠条項 Ι Ξ Τ (共通仕様書[1]1 (共通仕様書[1]1 (共通仕様書[1]] 共通仕様書[1] 工事用道路の維持補修計画 施工計画書の内容の一部を省略 するための承諾願い ·事務. 労務担当者氏名 (4) 安全管理 安全管理の具体的計画 (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 · 施工管理担当者氏名 · 楼械管理担当者氏名 · 安全管理担当者氏名 各工種毎の作業計画 ·潜水作業従事者氏名 起重作業船団長氏名 交通安全等輸送計画 ·作業主任者一覧表 安全管理組織表 書類名 · 残土処分地計 - 仮設備計画 (5) 指定機械 (6) 主要資材 7) 施工方法 計画工程表 施工計画書 施工計画 施工計画 施工計画 区公

平成21年4月1日 2章) 章~第 無 縮共通 账 工事共通仕様書 県建設. (長崎) 覧表

発注者側の書類 ₩ 請負者側からの提示書類及び報告 請負者側からの提出書類 工事提出書類 着色凡例

契約 担任者 ₩ 提示報告 野越員 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 〇承諾 〇承諾 〇承諾 〇承諾 000000 〇受理 〇受理 の受単 〇承諾 提出等の実施者 請負者 (会社) 提出先:0, 現場 代理人 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 工事着手前 工事着手前 工事着手前 工事着手前 工事着手前 工事着手前 工事着手前 工事着手前 工事着手前 工事着手 第 第 事前 事前 **温** 温量 事前 随時 施田等の事業 具体的内容や実施時期等を施工 計画書に記載する。 こついと 発注者が指示した事項| 速やかに提出する。 袮 施工計画書の内容に重要な変更 事前に提出する. が生じた工事 擓 ップを実 500万円以上の工事でかつ発注 | | | |ジ^{||} 適用工事 500万円以上の工事 500万円以上の工事 設計図書でイメー 施するとされたエ 者が指示した工事 1 - 1 - 6 - 2(共通仕様書[1]1-1-6-3) (特記仕様書第3条第8項 1-1-21 (共通仕様書[1]1-1-57 (共通仕様書[1]1-1-2 (建設リサイクルガイドライン) (共通仕禄書[1]]1-1-2 (建設])サイクルガイドライン) 根拠条項 (潜水作業従事者 H (13) 再生資源の利用の促進と (8) 施工管理計画 ・施工管理担当者氏名 (9) 緊急時の体制及び対応 (10) 交通管理 (11) 環境対策 (11) 環境対策 建設副産物の適正処理方法 ・ 再生資源利用計画書 ・再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用 起重作業船団長選定承諾願い -建設資材搬入工事用-・イメージアップ内容 潜水作業員選定承諾願い 潜水指揮者選定承諾願い 交通誘導員選定承諾願い 潜水管理者選定承諾願い 書類名 (変更) (無無) かの街 施工計画書 施工計画書 施工計画 (技術者) 施工計画 (技術者) 施工計画 (技術者) 施工計画 (技術者) 施工計画 (技術者) 施工計画 施工計画 区公

平成21年4月1日

【長崎県建設工事共通仕様書 第1編共通編(第1章~第2章)】 |書類 . _____ 請負者側からの提示書類及び報告等 . _____] 発注者側の書類 🦳 請負者側からの提出書類, 工事提出書類一覧表 着色凡例:

					•			
\(\frac{1}{2}\)		胡伽冬西	·····································	桶	提出等)美施者:→ 提示報告先∶△	5 ← 1 → 1
Z A	書類名	水泥木块				現場 請負者 代理人 (会社)	者 E) 監督員	契約 担任者
施工計画 (機械)	指定機械以外の機械の 使用承諾願い	(共通仕様書[1]1-1-32-13)		事前に承諾を得る。	工事着手前 事前		〇承諾	
施工計画 (機械)	排出ガス対策型建設機械を使用 できない場合の承諾願い	(共通仕様書[1]1-1-36-6)	排出ガス対策型の使用が規定さずれているのにこれが使用できなが い工事	事前に承諾を得る。 ※設計変更の対象とする。	工事着手前事前		0承諾	
施工計画 (機械)	低騒音型・低振動型建設機械を 使用できない場合の承諾願い	(共通仕様書[1]1-1-36-7)		事前に承諾を得る。 ※設計変更の対象とする。	工事着手前 事前	1	〇承諾	
施工計画 (資材)	材料品質確認資料	(共通仕様書[1]2-2-1-6)	4	受けた上で提出す	工事着手前 事前	1	〇受理	
施工計画 (資材)	海外建設資材品質審査証明書	(共通仕様書[1]2-1-1)		事前に提出する。	工事着手前 事前	1	〇受理	
施工計画 (資材)	再生アスファルト混合物の不使 用承諾願い	(共通仕様書[1]1-1-52-2)	新材のアスファルト混合物を使 ほけるエ事 用するエ事 (新材が規定された場合を除く)	事前に承諾を得る。	工事着手前事前	1	0承諾	
施工計画 (資材)	再生砕石の不使用承諾願い	(共通仕様書[1]1-1-52-2)		۶°	工事着手前 事前	1	〇承諾	
施工計画 (資材)	県が認定していない再生路盤村 の使用承諾願い	(共通仕様書[1]1-1-52-2)	リサイクル認定制度で認定され。 ていない再生路盤材を使用する 工事	事前に承諾を得る。	工事着手前事前		0承諾	
施工計画 (資材)	アルカリ骨材反応抑制対策適合 資材の確認資料	(共通仕様書[1]2-9-1-2)	クリート製品を使	アルカリ骨材反応抑制対策の適 合を確認した資料を提出する。	事前	1	〇受理	
施工計画 (資材)	高塩化物含有資材使用承諾願	(共通仕様書[1]2-9-1-2)	化物イオン量が0. 3kg/m3を るセメントコンクリート製 使用する工事	事前に提出して承諾を得る。 	事前		〇承諾	
施工計画 (資材)	製品への表示事項省略の承諾願	(共通仕様書[1]2-9-4)	を省略するコンク 製品を使用する工事	事前に承諾を得る。	事前	1	〇承諾	
施工計画 (資材)	県内産資材を使用しない 理由書 (様式-3・県内企業活用用)	(共通仕様書[1]1-1-53-3)	用する500	県内生産品以外を選定する場合、事前に提出し、理由について発注者の承諾を受ける。	工事着手前 事前		〇承諾	
施工計画 (産廃等)	建設副産物の使用協議	(共通仕様書[1]1-1-21-2)		- 協議し指示を仰ぐ。	工事着手前 事前	1	△指示	
施工計画 (産廃等)	建設副産物の使用承諾願い	(共通仕様書[1]1-1-21-2)	建設副産物を任意仮設構造物に 使用する工事	5°	工事着手前 事前	1	〇承諾	
施工計画 (産廃等)	建設副産物処分地変更承諾願	(共通仕様書[1]1-1-21-8)	請負者の都合で設計図書に規定。 の建設発生土受入れ地や建設廃 棄物処理地等を変更する工事	事前に提出し承諾を得る。	工事着手前 事前		〇承諾	

平成21年4月1日 2章) 1 章~第 無 1 編共通 账 工事共通仕様書 長崎県建設 覧表 工事提出書類一

契約 担任者 提示報告先: △ 監督員 △確認 〇受理 〇承諾 △確認 〇確認 △確認 △確認 △確認 〇承諾 △確認 △指示 〇受理 △確認 提出等の実施者 Ţ 1 請負者 (会社) 提出先: 〇, 現場 請負者 代理人 (会社 了解〇 了解〇 揭示 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 工事着手前 工事着手 7日前 提出等 の時期 事前 随時 随時 随時 通時 随時 随時 随時 随時 随時 通時 随時 随時 随時 事前 支給品等の引渡を受けた日から 7日以内に提出する。 の支給品等が適当でないと確認された時点で、その旨を発注者へ |事前に提出して協議し、承諾を |得る。 知事ま 替えのための保管場所であるこ したはニエフ 現場発生品が発生したときに提 <u>出す</u>る。 とを掲示する。 発注者から請求があったら直ち に提示する。 支給品の使用が完了したら提出 する。 抽田 現場発生品の引渡し場所を指示 発注者が求めた場合に提示する。 (完成時には提出) 発注者が求めた場合に提示する。(完成時には提出) 現場発生品が発生したら報告 た場合に提示す 発注者が求めた場合に提示する。 る。 事前に報告するとともに、 も説明する。 事前に提出し承諾を得る。 ú (完成時には提出) 工事着手7日前までに たは市長へ届け出る。 丱 発注者側の書類 擓 報告す 設計図書に定めていない現場祭 現 生品が発生した工事
 設計図書に定めていない現場発 生品の引渡しを受けたい工事
 現場発生品が発生する工事
 ※設計図書で指定してない場合す
 現場発生品が発生する工事
 現場発生品が発生する工事 設計図書に施工時間が定められ、 ていない工事で休日夜間に作業 を行う工事 建設リサイクル法対象工事 ※特定建設資材廃棄物を搬出す る、又は、特定建設資材を使用 する、500万円以上の土木工事 産業廃棄物の保管場所を設ける 工事 支給品等について修理が必要となった工事 なった工事 支給品を使用する工事 支給品等を使用する工事でその 支給品等が適当なものではな <u>設計図書に施工時間が定められ</u> ている工事でその作業時間を変 更する必要がある工事 支給品等を使用する工事 請負者側からの提示書類及び報告等 適用工事 かったエ 廃棄物処理法施行令第6条) 共通仕様書[1]1-1-20-2) (共通仕様書[1]1-1-29-3) (施工管理基準/出来形管理 共通仕様書[1]1-1-20-2) 共通仕様書[1]1-1-41-2) (共通仕様書[1]1-1-19-7) (共通仕様書[1]1-1-19-3) (施工管理基準/品質管理) (共通仕様書[1]1-1-29-3) (共通仕様書[1]2-2-1-1) (建設リ州/加法第10条) (建設リサイクルが、イド・ライン) (契約書第15条第2項<u>)</u> (契約書第15条第4項<u>)</u> 根拠条項 (共通仕様書[(共通仕様書[請負者側からの提出書類 支給品等が適当でない旨の報告 各材料の品質を証明する資料 現場発生品 現場発生品引渡し場所指示書 支給品等の受領書又は借用書 産業廃棄物保管場所の標識 支給品等の修理承諾願い 現場発生品引渡し指示書 (1,5/2様式4) 書類名 現場発生品発生報告 作業時間変更承諾願 日·夜間作業報告 リサイクル通知書 現場発生品 現場発生品調書 出来形管理資料 品質管理資料 写真管理資料 工程管理資料 支給品精算書 (1) #4 / 1/1/1/1 Ҟ 現場発生品 現場発生品 着色凡例 施工時間 支給品等 支給品等 支給品等 施工管理 施工管理 施工管理 施工管理 支給品等 施工時間 区公 産廃 産廃 資材

平成21年4月1日 2章) 華~年 (新 縮共通 無 工事共通仕様書 設 県建 長崎 覧表 事提出書類

契約 担任者 ◁ 提示報告先: 1 監 監 電 △確認 △確認 △確認 △確認 △確認 〇受理 〇受理 △確認 △指示 △指示 △指示 △指示 △確認 △確認 △確認 △指示 △確認 提出等の実施者 請負者 (会社) 提出先:0, 現場 代理人 揭示 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 盐 災害発生後 催费 災害発生 随時 随時 随時 随時 随時 通時 随時 随時 随時 随時 短脚 事計 事前 随時 事前 事前 協田等の 報告する。 協議(交渉)状況について随時報 可るぐる。 速や 災害が発生したら、直ちに詳細 な状況を把握し、通知する。 エ事の遂行により発明または考速やかに報告すると共に保全の案がなされた工事 ための措置を講じる。 10 s、火気の使用場 j火設備等を記載し <u>発注者が要求した場合に直ちに 提示する。</u> に掲示 (**劦議(交渉)内容について事前|** 账 発注者及び関係官庁へ速やか 報告し指示を仰ぐ。 発注者の求めに応じて、許可 承諾を受けた資料を提示す、 速やかに報告して指示を仰 発注者から求められたら、 かに提示する。 下埋設物の有無や位置, ルンツル目で商しる。 施工区域内でに文化財が発見さ 速やかに報告し指示を仰れた工事 速やかに報告するととも「 理者を調査し明確にする。 使用に先立ち提示する。 <u>作業場の見やすい場所</u> 労働者に周知する。 妣 地下埋設物の有類 等を調査し報告。 使用に先立ち、ソ 所, 日時, 消火記 発注者側の書類 事前に報告する。 擓 て提示する。 官公庁に届出を行った工事で発発 注者が請求した工事 国公庁に届出を行った工事でそ 選の許可条件が設計図書に適合し 火薬類等の危険物を備蓄し使用 する必要がある工事 施工箇所に地下埋設物がある工 事 施工中に管理者不明の地下埋設 物が発見された工事 施工区域内で想定外の物件が発 見(拾得)された工事 作業主任者を選任する必要があ るエ種のある工事 災害が発生した工事のうち不可 抗力の損害による費用の請求 (契約書第29条)ができると思わ 産業廃棄物を搬出する工事 特許工法等を使用する工事 火薬類等を使用する工事 近隣協議を行った工事 ₩ 適用工事 近隣協議を行う工事 災害が発生した工事 火気を使用するエ 請負者側からの提示書類及び報告 れる工事 共通仕様書[1]1-1-33-1(2) (共通仕様書[1]1-1-33-1(1) 共<u>通仕様書[1]1-1-33-2(1</u> (共通仕様書[1]1-1-32-10) 共通仕様書[1]1-1-32-19) (労働安全衛生規則第18条) 共通仕様書[1]1-1-32-12) (共通仕様書[1]1-1-40-3) 共通仕様書[1]1-1-40-8) 共通仕様書[1]1-1-45-2) 1-1-21-3共通仕様書[1]1-1-32-9) 共通仕様書[1]1-1-40-4) 共通仕様書[1]1-1-40-7)]1-1-44-1) 共通仕様書[1]1-1-37 (共通仕様書[1]1-1-4(契約書第29条第1項) 根拠条項 共通仕様書[1]1-1 (共通仕様書[1]1 (廃掃決筆19条の 請負者側からの提出書類 IJ 作業主任者の氏名及びその者| 行わせる事項 **火薬類取扱保安責任者の資料** (イエフェスト) 近隣協議(交渉)事前報告 近隣協議(交渉)状況報告 安全教育訓練の実施資料 その他物件の発見報告 地下埋設物状況の報告 官公庁届出結果報告 地下埋設物発見報告 書類名 産業廃棄物管理票 火薬類使用計画書 特許権等使用報告 官公庁届出資料 発明(考案)報告 文化財発見報告 火気使用計画書 災害発生の通知 工事災害通知書 凡例 对外折衝 対外折衝 对外折衝 対外折衝 区公 文化財 蚼 産廃 火灤 火薬 火薬 災害 災害 特許 発明 安全 安全 安全 安全 安全

平成21年4月1日 2章) 章~第 無 縮共通 账 工事共通仕様書 県建設. 長崎 覧表 工事提出書類一

監督員 契約 担任者 〇契約 ◁ 提示報告先: 1 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 提出等の実施者 1 1 1 1 請負者 (会社) 1 提出先:0, 現場代理人 受理() 1 1 1 1 1 1 1 1 災害発生後 事故発生後 事故発生後 災害発生後 蓝 事故発生後 事故発生後 提出等 の時期 事故発生 事故発生 事後 事後 事後 事後 事後 た 直ちに応急措置を講じて通知するとともに、第三者との交渉が名とした場合は、その経過も報告する。 請負者が善良な管理義務を果たいていたかを判断する資料を、発注者の求めに応じ提出する。 事故が発生したら、まずは電話等で報告し、速やかに提出又は事通知する。請負者から報告を受けたら速やかに県庁へ提出する。 事故の詳細が判明し、図面や写真等が準備でき次第、速やかに提出する。 被災者が職場復帰又は完治した時点で最終報告する。 請負者が職場を呼びた。 時点で最終報告する。 請負者から報告を受けたら速や がに県庁へ提出する。 災害が発生した工事のうち請負直ちに調査を行い損害の状況を者から工事災害通知書の提出が確認し、その結果を通知する。なされた工事災害が発生した工事のうち状況調査結果通知により損害が確認 船舶の運航等に支障をきたす物 危険箇所を明示した標識を設置 体を海中に落としたものの直ち するとともに、発注者や監督官 に取り除けなかった工事 公庁に通知する。 発注者が指示する期日までに提 出する。 直ちに 休業4日以上の労災事故、第三 発注者が指示する期日までに打者災害、影響の大きい物損事故 出する。 が発生した工事 休業4日以上の労災事故、第三 請負者から提出を受けたら速れ 者災害、影響の大きい物損事故 かに県庁へ提出する。 直ちに応急措置を講じ発注者が 臨機の措置を行ったら、 監督官庁に通知する。 妣 発注者側の書類 擓 作業船舶の故障により二次災害 の恐れが生じた工事 環境への影響が発生し第三者へ の損害が生じた工事 環境への影響が予知されたま7 は発生した工事 臨機の措置を行った工事 ₩ 適用工事 事故が発生した工事 ※物損事故も含む 事故が発生した工事 ※物損事故も含む 事故が発生した工事 ※物損事故も含む 請負者側からの提示書類及び報告: 命む 事故が発生した ※物損事故も (共通仕様書[1]1-1-35) (共通仕様書[1]1-1-32-6) (共通仕様書[1]1-1-32-11) (共通仕様書[1]1-1-32-37 1-1-32-38 (共通仕様書[1]1-1-35) (契約書第29条第2項 根拠条項 Τ (共通仕様書[1]1 **.共通仕様書[1]** 請負者側からの提出書類 事故等発生報告書(第〇報) 概(工事災害状況調査結果通知 環境への影響に関する通知 環境への影響に関する資料 (様式2(請負者→発注者)) 事故報告書【請負業者用】 (様式1(請負者→発注者)) 工事災害費用負担請求書 様式1(発注者→県庁)) (第 [発注者用] (山) 海上標識設置の通知 作業船舶故障の通知 書類名 臨機の措置の報告書 事故等発生報告書 事故等発生速報 事故等発生速報 様式5-1~5-6) 様式2(発注者 事故報告書 着色凡例 契約変更 (災害) 区公 臨機 臨機 臨機 環境 環境 事故 事故 事故 事故 事故 事故 刪

平成21年4月1日 2章) 1 章~第 無 1 編共通 账 工事共通仕様書 長崎県建設 覧表 工事提出書類一

監督員 契約 担任者 〇認定 〇認定 〇認定 〇認定 〇支出 〇認定 提示報告先: 〇受理 〇受理 △確認 △協議 △確認 △確認 △確認 提出等の実施者 l 請負者(会社) 受理〇 提出先:〇, 現場 請負者 代理人 (会社 1 1 1 1 1 1 確認口 受権口 1 1 1 1 1 1 1 段階確認前 中間検査前 不当要求後 不当要求後 段階確認前 段階確認時 不当要求後 段階確認時 段階確認時 請求時 中間前金 請求時 中間前金 請求時 中間前金 中間前金 中間前金 中間前金 提出等 の時期 請水時 雷水群 酯水群 中間前金払を請求しようとする 場合、事前に履行報告書等を添 えて提出する。 中間前金払請求にともなう認定 請求時に提出する。 履行報告書に添付 確認日時,確認者氏名,確認方 段 法等の予定を報告する。 確認時までに準備するととも に、確認時(後)に監督職員の押 日を得て完成時まで保管する。 (完成時には提出する。) 来形、品質管理資料等)を段階 確認書とともに準備するととも に、確認結果を記載する。 (完成時には提出する。) 中间削並払を選択した工事 認定請求書を受理したら7日以 内に認定し提出する。 中間前金払を選択した工事で認認定通知を受けた場合、保証証 定を受けた工事 またぶ・フェル・ 毅然として拒否し、速やかに警 察署に届出を行うとともに発注 者に提出する。 暴力団等よる不当要求により被展をかに警察署に被害届を提出 害を受けた工事 <mark>暴力団等よる不当要求により工発注者にその旨を通知する。 <mark>暴力団等よる不当要求により工発注者と速やかに協議する。</mark> 期の変更が必要な工事</mark> 検査や完成検査の検査資料に記載する。 を、確認希望日の概ね1週間前 までに報告する。 上記の準備資料と合わせて写真 等の資料も提示し確認を受ける 内容,希望日時等 妣 覆行報告書に添付 履行報告書に添付 発注者側の書類 擓 暴力団等より不当要求を受けた 工事 机上での段階確認が必要な工事 中間前金払を選択した工事 段階確認が必要な工事 段階確認が必要な工事 中間検査が必要な工事 請負者側からの提示書類及び報告等 適用工事 (長崎県建設工事暴力団対策 共通仕様書[1]1-1-22-5) (共通仕様書[1]1-1-22-5) (共通仕様書[1]1-1-22-6) 共通仕様書[1]1-1-27-4) (共通仕様書[1]1-1-51-5) (共通仕様書[1]1-1-25-5) (共通仕様書[1]1-1-51-3) 共通仕様書[1]1-1-22-5) [1]1-1-23) (共通仕様書[1]1-1-30) (契約書第37条第2項) (契約書第37条第3項) 根拠条項 請負者側からの提出書類 段階確認提示資料(机上の場合) 段階確認の実施予定等の報告 段階確認の実施日等の報告 不当要求による被害通知書 不当要求による工期協議 完成部分の状況写真 中間検査実施日の報告 書類名 中間前金払請求書 工事履行報告 通知 段階確認資料 |様式第22号の2| 式第22号の3 当要求報告書 実施工程表 出来高数量 別紙様式2 認定請求書 段階確認書 認定(調書) 着色凡例 中間検査 不当要求 中間前金 段階確認 段階確認 段階確認 **段階確認** 不当要求 不当要求 中間前金 中間前金 区公

平成21年4月1日 2章) 1 章~第 無 1 編共通 账 工事共通仕様書 〔長崎県建設 覧表 工事提出書類一

監督員 契約 担任者 〇受理 〇受理 〇受理 提示報告先: △ 〇受理 〇受理 〇承諾 △確認 〇受理 提出等の実施者 1 1 請負者(会社) 受理〇 受理〇 受理〇 1 1 提出先:0, 1 現場代理人 了解〇 工事中止後 受理O 受理〇 現場点検時 確認 🗅 1 1 1 1 請求受理後 10日以内 請求受理後 10日以内 工事中止前 現場点検時 工事中止時 提出等 の時期 調査時 調査時 調査時 随時 短脚 随時 随時 随時 具体的内容が分かる資料を添付 し承諾を得る。また試験結果等 を発表する場合も承諾を得る。 必要事項を正確に記入した調査 票を提出するとともに調査へも 協力する。(工期経過後も同様) 調査へ協力するとともに調査票 も提出する。また、工期経過後 も同様とする。 変更が必要な場合 理由を示した書面をもって必要 請負者に調査や試験を依頼する 事前に具体的内容を報告する。 工事 ※下請との契約にも、同様の事 森を負う旨を定める。 公共工事現場点検事業を受託 I ている調査監は携帯し提示する な指置を請求する。 指置請<mark>求の受理後10日以内</mark> 1- 決定した措置を通知する 工事中止解除が可能となった♪ に通知する。 <u>工事中止が必要となった際|</u> 由を付して通知する。 関係資料等を提示する。 理由を付して通知する。 丱 速やかに提出する。 発注者側の書類 擓 理由を付 ユニュリリ問者, 施工合理化調査, 施工実態調査の対象として 選定された工事 工事品に 労務費調査の対象として選定されれた工事 契約を解除する要件を満たしそ の必要がある工事 工事全体の一時中止となった工事、又は、主たる工種の部分中止で工期が延期となった工事 工事現場において請負者が独 の調査試験を行う工事 <u>公共工事現場点検の対象とし</u> 選定された工事 契約を解除する要件を満た| の必要がある工事 工事中止を行った工事 工事中止が必要な工事 請負者側からの提示書類及び報告等 適用工事 (共通仕様書[1]1-1-15-1) (共通仕様書[1]1-1-15-5) (共通仕様書[1]1-1-15-2) (共通仕様書[1]1-1-15-5) 、契約書第49条第1項) (契約書第20条第1項) 契約書第12条第5項 、契約書第20条第3項 契約書第20条第2項 根拠条項 契約書第50条第1 請負者側からの提出書類 題し 現場代理人 現場代理人等に関する措置請求 現場代理人等に関する措置通知 独自調査(試験)に関する承諾願 公共工事現場点検資料(Gメ 工事中止期間中の維持管理() する基本計画書 監督職員に関する措置請求 監督職員に関する措置通知 技術調査監証明書(Gメン) 諸経費動向調查調查票 施工合理化調查調查票 施工実態調查調查票 調査及び試験内容報告 工事中止解除通知書 書類名 労務費調査調査票 契約解除通知書 契約解除通知書 工事中止通知書 (様式第9号) 様式第10号 現場代理人 着色凡例 監督職員 調査試験 調査試験 調査試験 現場点検 現場点検 監督職員 契約解除 契約解除 七事中は 工事中正 調査試験 七 中 中 中 区公

平成21年4月1日 1章~第2章) 無 1 編共通 箫 〔長崎県建設工事共通仕様書 覧表 工事提出書類一

請負者側からの提示書類及び報告等

請負者側からの提出書類

着色凡例

発注者側の書類

|監督員 契約 担任者 〇協議 〇契約 揭示 提示報告先: 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 △確認 △確認 〇受理 〇受理 提出等の実施者 1 1 請負者(会社) 協議〇 受理〇 提出先: O. 現場 請負者 代理人 (会社 1 1 受検△ 受理〇 1 1 1 1 1 1 1 変更契約前 変更契約前 変更契約時 変更契約前 変更契約前 変更契約時 変更契約後 検査前 既済部分 既済部分 既済部分 既済部分 提出等 の時期 既済部分 検査前 検査前 検査時 随時 随時 随時 天候不良など請負者の責に帰さ 工期の延長が必要と判明したらない理由で工期の延長が必要な 遅滞なく提出する。 エ事 変更日数の算定根拠や変更工程 表等を提出する。 出来形測量を実施し出来形数量 を算出して提出する。 契約変更申込書を受け、異議が なければ、速やかに提出する。 <mark>受領書が届いたら写しを提示。</mark> 発注者の検査員は検査の際に携 行する。 (変更契約後10日以内に登録) 既済部分検査申込書を受理した ら速やかに検査日を報告する。 工事カルテの訂正が必要となっ|受領書が届いたら写しを提示。 た500万円以上の工事 (速やかに登録) 既済部分検査申込書に添付 理由を付して指示する。 妣 擓 産業廃棄物を搬出する工事 ※木くずも含む。 建設発生土や木くず(産業廃棄 物以外)を処分場へ搬出する工 事で発注者が求める工事 工事内容の変更に伴い変更契約 特別な理由により工期の短縮が 必要な工事 又は技術者が変更された工事 工期の変更が必要な工事 ※ただし以下の場合を除く ・官からの支給品が不適当 ・設計図書の不適合 部分払の請求があった工事 前金不払による工事中止 破壊検査が必要な工事 部分払を請求する工事 適用工事 工事内容の変更| が必要な工事 が必要な工事 (共通仕様書[1]1-1-21-10) (共通仕様書[1]1-1-21-12) [1-1-26-6](共通仕様書[1]1-1-21-3) (共通仕様書[1]1-1-18) (共通仕様書[1]1-1-1) (共通仕様書[1]1-1-1) 工事執行規則第31条) (契約書第17条第3項) (契約書第38条第3項) 根拠条項 (共通仕様書[1]1 (契約書第22条) (共通仕様書| 建設副産物 (産業廃棄物以外)の 処分量が確認できる資料 (訂正時) (変更時) 既済部分検査実施日の報告 出来高に関する資料 書類名 ニフェスト総括表 既済部分検査申込書 工事カルテ受領書 工事カルテ受領書 工期変更根拠資料 破壊検査の指示書 工期延長申込書 工期短縮請求書 契約変更申込書 (様式第7号) 様式第11号) (様式第15号) 契約変更請書 出来形数量 検査員証 エ事カルテ エ事カルテ 契約変更 (工期) 契約変更 (工期) 契約変更 変更契約 変更契約 区公 部分払 部分払 部分払 部分払 数量 数量 数量

平成21年4月1日 2章) 1 章~第 無 1 編共通 账 工事共通仕様書 長崎県建設 覧表 工事提出書類一

請負者側からの提示書類及び報告等

請負者側からの提出書類

着色凡例

発注者側の書類

契約 担任者 〇支出 〇承諾 提示報告先: 〇承諾 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 斯 哲 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 提出等の実施者 提出先: 〇, 提現場 請負者 (会社) 受理〇 1 1 承諾〇 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 既済部分 既済部分 既済部分 提出等 の時期 検査後 検査後 完成時 完成時 完成時 完成時 完成時 完成時 完成時 完成時 検査後 完成時 完成時 完成時 随時 事前 工事(指定部分等も含む)の完成時に、工事写真等の記録を添付して提出する。 完成時に提出する。 完成時に提出する。 ※電子データ+ダイジェスト写 真帳でも可 完成時 既済部分検査に合格し検査結果 通知書を受理したら請求する。 | |発注者の検査が完了した部分や|あらかじめ発注者の承諾を得 |仮設物を第三者に引き渡す必要|る。 |がある工事 ・出来形展開図 ・設計図利用出来形管理図 ・測定結果一覧表 及び出来形管理図表 完成時に提出する。 段階確認資料とともに、 に提出する。 完成時に提出する。 ・測定結果一覧表 及び品質管理図表 完成時に提出する。 妣 完成時に提出する。 事前に承諾を得る 設計図書で「イメージアップの<mark>)完成時に提出す、 実施」とされた工事</mark> 擓 発注者の検査に合格した工事材 料を現場外へ搬出する必要があ る工事 引渡し前の工事目的物について 発注者による部分使用が必要な 工事 既済部分検査に合格した工事 既済部分検査に合格した工事 発注者が求めた工事 ※工事打合せ簿が多い場 段階確認が必要な工事 適用工事 (共通仕様書[1]1-1-22-5(4)) (共<mark>通仕様書[1]1-1-29-</mark>3) (施工管理基準/写真管理) (共**通仕様書[1]1-1-29-**3) (施工管理基準/品質管理) (共通仕様書[1]2-2-1-1) 特記仕様書第3条第8項 (契約書第38条第3項) (共通仕様書[1]1-1-′((契約書第31条第1項) 、契約書第38条第5項 根拠条項 (共**通**仕様書[(施工管理基準 イメージアップ実施状況の 各材料の品質を証明する資料 既済部分検査結果通知書 工事材料搬出の承諾願い 出来形管理図表等 工事打合せ簿一覧表 · 品質管理図表等 部分使用の承諾願い 権利譲渡の承諾願い 書類名 出来形管理資料 品質管理資料 写真管理資料 9号の2) 工事完成通知書 工事写真 段階確認書 様式第16号) 部分払請求書 区公 部分払 部分払 完成払

平成21年4月1日 1章~第2章) 無 1 編共通 账 〔長崎県建設工事共通仕様書 覧表 工事提出書類一

契約 担任者 〇受理 〇支出 〇支出 揭示 提示報告先: △ 野 香 二 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 〇受理 △確認 △確認 提出等の実施者 1 1 1 請負者(会社) 受理〇 1 提出先:0, 1 1 現場 代理人 受理〇 受検△ 受理〇 1 1 1 1 1 1 1 再生資源化 完了時 提出等 の時期 完成時 完成時 完成時 完成時 完成時 完成後 検査時 検査時 検査後 検査後 検査後 完成後 検査時 随時 完成検査に合格し、工事完成確認書を受理したら請求する。 完成検査 (指定部分)に合格し、 指定部分の工事完成確認書を受 再生資源化が完了したら提出する。 (契約工期内に提出できなくても良い。) 完成時に提出する。 ※施工体系図を提出する場合は (経営審査の主観点に加算あり) 完成時に書面ならびに電子デー タで提出する。 (経営審査の主観点に加算あり) 発注者の検査員は検査の際に携 (工事完成後10日以内に登録) 受領書が届いたら写しを提示。 したら速やか |検査完了後7日以内に請負者・ 提出する。 完成時に書面ならびに電子デ タで提出する。 完成時に書面ならびに電子デタ (CREDAS)で提出する。 完成時に書面ならびに電子デタ (CREDAS)で提出する。 理由を付して指示する。 完成通知書を受理<mark>し</mark> に検査日を報告する 丱 理したら請求する。 発注者側の書類 擓 建設リサイクル法対象工事 ※特定建設資材廃棄物を搬出す る又は特定建設資材を使用する 工事カルテの訂正が必要となっ た500万円以上の工事 完成検査に合格しなかった工事 完成検査に合格した工事 完成検査に合格した工事 完成検査に合格した工事 (指定部分の検査の場合) 500万円以上の土木工事 破壊検査が必要な工事 請負者側からの提示書類及び報告等 適用工事 下請を使用する工事 500万円以上の工事 500万円以上の工事 500万円以上の工事 500万円以上の工事 500万円以上の工事 (共通仕様書[1]1-1-21-5) (建設リサイルがイドライン) (共通仕様書[1]1-1-21-5) (建設リサイクルがイドライン) -1-25-5(共通仕様書[1]1-1-54-5) (共通仕様書[1]1-1-53-2) (共通仕様書[1]1-1-7) 工事執行規則第31条 (共通仕様書[1]1-1-2 (契約書第31条第2項) 契約書第17条第3項) 契約書第31条第2項) (契約書第31条第6項) 契約書第32条第1項 根拠条項 <u>[共通仕様書[1]1-1</u> 契約書第7 請負者側からの提出書類 様式-1・県内企業活用用) 建設副產物搬出工事用一 再生資源利用促進実施書 (完成時) 工事カルテ受領書(訂正時) 指定部分請負代金請求書 (様式第24号) -建設資材搬入工事用 | 再生資源化等報告書 | (リサイルが イドライン様式3) | (共通仕様書様式集) (完成) 再生資源利用実施書 下請企業使用報告書 建設資材使用報告書 完成検査実施日の報告 書類名 工事カルテ受領書 破壊検査の指示書 下請負人報告書 (様式第5号の3) 工事手直し指示 工事完成確認 (様式第15号) 完成払請求書 様式第18号 検査員証 エ事カルテ エ事カルテ 処理完了時 着色凡例 区公 完成払 完成払 完成払 完成払 完成払 完成払 完成払 完成払